いわて花巻空港国際定期便利用パスポート取得応援キャンペーン実施要領

第１　目的

この要領は、岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、いわて花巻空港発着の国際定期便の利用促進を図るため、新規にパスポートを取得、または更新し、国際定期便を往復利用して旅行する者に対して、パスポート取得費の一部を支援するキャンペーンの実施について定めるもの。

第２　キャンペーン対象者、支援金及び対象者数

⑴　キャンペーン対象者

以下の要件を全て満たす者とする。

ア　岩手県内に居住する者であること。

イ　パスポートを新規発行または切替発行していること。

ウ　パスポートの発行（切替）年月日が令和５年２月 21 日以降であること。

エ　令和６年３月 30 日までにいわて花巻空港発着の国際定期便を往復利用して旅行すること。

オ　同一パスポートによる本キャンペーンの利用実績がないこと。

⑵　支援金

パスポート取得費の一部を支援する金額は、１人当たり 5,000 円とする。

⑶　対象者数

300 名とする。（申込先着順とする。）

第３　支援の手続

⑴　本キャンペーンを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、旅行出発前までに、利用申込票（様式）を作成のうえ、メールまたはＦＡＸにより、協議会あて同申込票を提出し、キャンペーン利用を申し込むものとする。

⑵　協議会は、前項の利用者が上記第２⑴の要件を満たすと判断した場合、利用申込票に受付番号を付与し、利用者あて返信する。（申し込みの方法に応じ、メールまたはＦＡＸで返信する。）

⑶　利用者は、国際定期便の復路便の到着後、原則当日内に、必要書類等を持参のうえ、いわて花巻空港内の指定窓口に支援金の受領を申し出る。なお、支援金の受領は本人に限るものとし、必要書類は以下のとおりとする。

ア　利用申込票（ただし、受付番号が付与されたものに限る。）

イ　パスポート

ウ　復路便の航空券

ただし、上記ア～ウのいずれかでも欠けた場合は、支援金の受領はできないものとする。

⑷　申し出を受けた協議会（協議会から受託を受けた者を含む）は、必要書類等を確認し、適当と認められた場合は、支援金を直接利用者に支払う。

なお、やむを得ない事情により、当日に支援金の受領ができなかった場合には、利用者は復路便利用日の１週間以内に、協議会あて受領可能な日を連絡する。（支援金の受領は、いわて花巻空港の国際定期便運航日に限ることとする。）

第４　その他

⑴　協議会は、本キャンペーンの直近の申込状況を協議会公式ホームページ上で随時公開・更新するものとし、利用者が対象者数の上限（300 名）に達した場合、速やかに申込を締め切る。

⑵　理由の如何を問わず、指定する期日までに協議会あて連絡のない場合や必要書類等の提示がない場合は、支援金の支払を行わないこととする。

⑶　虚偽の申請等による不正行為については、支援金の返還を求める等厳正に対処するものとする。

⑷　協議会会長は、予算の執行の適正を期するため、申請者に対して、必要な報告を求めることができる。

⑸　協議会は、本キャンペーンを通じて知り得た個人情報は、機密情報として取り扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩しないこととする。

なお、本キャンペーンにおける個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年３月30日岩手県条例第７号）を遵守するものとする。

⑹　この要領に定めのない事項については、岩手県空港利用促進協議会が別に定める。

附則　この要領は、平成30年２月20日から施行する。（平成30年２月20日事務局長決裁）

附則　この要領は、平成30年６月29日から施行する。（平成30年６月29日事務局長決裁）

附則　１　この要領は、平成31年２月28日から施行する。（平成31年２月28日事務局長決裁）

２　この要領の施行の際、現に改正前の要領に規定する様式により作成された書類は、改正後の要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

附則　この要領は、令和５年４月７日から施行する。（令和５年４月７日事務局長決裁）

附則　この要領は、令和５年９月28日から施行する。（令和５年９月28日事務局長決裁）